

審査ニュース 129号

一般名で書かれた処方せんを調剤するにあたっての注意事項

医療保険委員会

今回の診療報酬改定において、後発医薬品使用促進の一環として、処方せん様式が変更され、一般名処方が推進されることとなりました。

『医薬品名は、一般的名称に剤形及び含量を付加した記載（以下「一般名処方」という。）又は薬価基準に記載されている名称による記載とすること。なお、可能な限り一般名処方を考慮することとし、一般名処方の場合には、会社名（屋号）を付加しないこと。』

「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正についてより抜粋

一般名処方を行なう場合の記載要領は

【【般】 + 「一般的名称」 + 「剤形」 + 「含量」】となります。

後発医薬品がある医薬品に限り、一般名処方による処方せんを交付した場合に医療機関では、一般名処方加算（2点）を算定できます。

しかしながら全ての薬剤が一般名処方に適応できるものではありません。一般名処方を行なうにあたって、薬剤によっては以下の事例のように注意を要するものも見受けられるようです。そういう場合には、医療安全の確保の為に処方医とご相談をお願い致します。

< 後発医薬品が存在しない医薬品について >

- ・後発医薬品が未発売の薬剤については、一般名処方自体は問題無いが加算の対象とならない旨の周知をお願いします。

【例】【般】プレガバリンカプセル75mg = リリカカプセル75mg
リリカカプセル75mgについては後発医薬品は未発売

- ・漢方薬については一般名処方の適用外の為、疑義照会で銘柄名を確定する必要があります。

【例】【般】五苓散 疑義照会で銘柄名を確定する必要があります。

< 配合剤について >

- ・配合剤については一般名処方に記載要領に馴染まないと思われる為、銘柄名での処方をお願いしてください。

【例】【般】非ピリン系総合感冒剤

「PL配合顆粒」等の銘柄名処方での記載をご相談してください。

< 同じ成分名で剤形が複数以上ある場合の対処について >

- ・処方医の意図が不明の為、疑義照会により剤形を確認してください。

【例】【般】ニフェジピン徐放錠10mg

同一成分でL錠とCR錠があります。この場合は疑義照会を行い医師の処方意図を確認する必要があります。

「一般的名称」については、添付文書における有効成分の一般名を基本としつつ、これをもととした既収載品の販売名も参考にして一部簡略化したものもあります。

例：アトルバスタチンカルシウム水和物	アトルバスタチン
ジクロフェナクナトリウム	ジクロフェナクNa

「一般名処方マスタ」について

厚生労働省では処方せんに記載する一般名処方の標準的な記載例として、内用薬及び外用薬のうち、後発医薬品が存在する先発医薬品の主なものについて一般名処方マスタを作成していますので、調剤する際の参考にして下さい。

処方せんに記載する一般名処方の標準的な記載例（一般名処方マスタ）について（平成24年4月9日現在）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/shohosen.html

なお、当該マスタは、医療安全の観点から記載方法に検討が必要なものなどを除き、年2回の後発医薬品収載時に併せて順次作成・公表する予定になっています。

今後、厚生労働省から一般名処方マスタ、Q&A等の通知が発信されるものと思われませんが、以上のような点に注意し処方せん応需をお願い致します。

電子レセプト請求に係る突合点検の実施に伴う注意点

- 社会保険診療報酬支払基金関連情報 -

支払基金では、平成24年3月審査分から、昨今のレセプト電子化の進展を踏まえ、(同一医療機関・同一患者の係る同一診療(調剤)月において)「医科レセプト又は歯科レセプト」と「調剤レセプト」を電子的に照合して点検を行う「突合点検」を実施しています。

突合点検により「新薬、一部の麻薬・向精神薬等」については投与日数制限以上(15日以上)の長期処方請求については、審査支払機関(支払基金、国保連合会)より請求内容に対する疑義が生じることが想定されます。

保険薬局において、そのような疑義が生じる処方箋を応需された場合は、発行医療機関等に対し疑義照会を行うなどの適切な対応が必要となります。

その場合は、疑義照会内容及びその回答内容を「処方せんの備考欄」「薬歴」「レセプトの摘要欄」に記載する必要があります。

請求に対し、審査支払機関(支払基金、国保連合会)から処方せんの写しの提出依頼があった場合は、ご協力をお願いいたします。